

令和7年度 東広島市立木谷小学校生徒指導規程

第1章 総則

この規程は、東広島市立木谷小学校で学校教育を受ける児童の人格の完成と健やかな成長を願い、共通認識・共通実践を図るためのものであり、児童一人一人にとって大切な「学校のきまり」である。

(目的)

第1条 この規程は、東広島市立木谷小学校の学校教育目標を達成するためのものであり、自主的・自立的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

(登校のとき)

第2条 登校のときは、次のことを指導する。

- (1) 身だしなみの確認をする。(ハンカチ, ちり紙, 基準服, 髪, つめ, シャツを入れる。)
- (2) 靴下は白・紺・黒 式の時は白にする。卒業式・入学式は基準服の上着を着用する。
- (3) 通学に自転車を使わない。(夏休み中のプール利用時は可)
- (4) 防犯ブザーを携帯する。
- (5) 決められた場所と集合時刻を守る。1列に並んで歩く。
- (6) 地域の人に出会ったら、自分から進んで大きな声であいさつをする。

(登校したとき)

第3条 朝、登校したときは、次のことを指導する。

- (1) 教室内では、ぼうしをとる。
- (2) マットで土を落としてから、くつをそろえ、げた箱の中へ入れる。
- (3) 友達や先生に出会ったら自分から進んで大きな声であいさつをする。
- (4) 学校へ来たら、勝手に校外へ出ることはできない。忘れ物は取りに帰らない。

(登校・遅刻・欠席・早退)

第4条 登校・遅刻・欠席・早退については、次のことを指導する。

- (1) 始業時刻は、8時10分とする。(7時40分より早く登校しない。)
- (2) 欠席及び遅刻の場合は、登校班の班長に知らせ、始業前までに、保護者が欠席・遅刻の理由を学校へメールか電話で連絡する。また、遅刻して登校した場合は、職員室に報告して、教室に行く。
- (3) 早退の場合、事前に分かっている場合は、保護者が早退の理由、時間、早退時の下校方法(送迎する人や下校手段等)を学校に連絡する。

(学習時間)

第5条 学習時間においては、次のことを指導する。

- (1) ふで箱には、鉛筆5～6本、(ボールペン, シャープペンシルは使用しない。但し, 5・6年生は赤ボールペン, 青ボールペン), 消しゴム, 鉛筆, ネームペン, ものさしを入れておく。
- (2) 学習に関係ないものは学校へ持って来ない。

（休憩時間）

第6条 休憩時間においては、次のことを指導する。

- （1）5分間休憩はトイレと移動時間とする。
- （2）週1回の遊遊タイムは学級で外に出て遊ぶ。
- （3）外の遊び場は、運動場だけとする。
- （4）学級ボールを使用する。
- （5）遊具（ブランコ、すべり台など）は順番や決まりを守って安全に遊ぶ。
ブランコ・・・立ち乗り・飛び降りをしてしない。そばに寄らない。 シーソー・・・立ち乗りをしてしない。
バットのような長い物・・・振り回して遊ばない。 遊々タイム・・・サッカーはしない。
- （6）廊下は、安全のため右側を静かに歩く。
- （7）ボール等が海へ落ちたときは、先生に報告する。防波堤等には上がらない。
- （8）車輪の回りおよび海側のロープより外には行かない。

（給食時間）

第7条 給食時間においては、次のことを指導する。

- （1）給食当番は、服装（エプロン、ぼうし、マスク）を整え、一列に並んで給食を取りに行く。
- （2）当番以外の児童、また早く食べ終わった児童は、静かに読書をして待つ。
- （3）食べる前にしっかりと手を洗う。
- （4）12時10分から12時50分まで給食時間とし、12時50分から片付けをする。（木曜日は11時55分から12時35分）
- （5）13時10分までに、食器を返却する。（木曜日は12時50分）

（掃除時間）

第8条 掃除時間には、次のことを指導する。

- （1）掃除を始める時刻（13時20分）を守る。
- （2）児童の掃除役割分担を明確にする。
- （3）時間いっぱい、だまって掃除をする。担当の教師も一緒にする。
- （4）掃除道具（ほうき、ぞうきん）を元に戻す。
- （5）13時35分までに反省を終わらせる。

（下校のとき）

第9条 下校のときには、次のことを指導する。

- （1）下校時刻5分前に教室を出て集合する。
- （2）集団下校担当教師が、下校前の注意をする。
- （3）1列に並んで歩く。

（服装）

第10条 服装等、身なりについては、次のことを指導する。

- （1）基準服
ア 帽子の色は黄色とし、キャップ型、ハット型から選ぶ。

- イ 上着は、紺色の基準服とし、白色のポロシャツ(半そで、長そで)、紺色のベストとする。
- ウ 体調に合わせて、防寒着の長ズボン(紺・黒のズボン、ジャージ)をはいてもよい。但し、スカートの下にズボンをはかない。また、防寒着の長ズボンをはいて登校する時は、必要があれば基準服のスカート(ズボン)を持参する。式の時、基準服を着用する。
- エ くつ下は、白・紺・黒(ワンポイントやラインがあってもよい)とする。アンクレット(くるぶしが出る)のソックスはいけない。
- オ くつは自由とする。(運動に適した型のものにする。)
- カ 校内で履くシューズは白色とし、体育館を利用する時は、体育館シューズに履き替える。
- キ 上着をぬぐ場合にはポロシャツとする。

(2) 体操服

- ア 体操服は、半袖シャツ(安芸津町内小学校で揃えた物)
寒い場合は、長袖体操服(白のもの)を着用してもよい。(半袖体操服の下に長袖シャツやハイネックは着ない。)
- イ 赤白ぼうし(ゴムひも付き)を着用する。
- ウ 紺色のクォーターパンツを着用する。

(3) 髪型

- ア 学業にさしつかえないような髪型にする。
- イ パーマ及び髪の染色は禁止する。
- ウ 健康面・衛生面から、髪が肩より長くなったらゴム等で結ぶようにする。
- エ 髪留め・・・飾りの付いていない、単色のもの(紺・黒・茶)
- オ 髪ゴム・・・飾りの付いていない、無地のもの(紺・黒・茶)

(4) その他

- ア 冬は、手袋・マフラーを使用してもよい。(学校内では、手袋、マフラーははずす。)
- イ 防寒用上着(ジャンパー・コート)は着用してもよい。(校舎内では脱ぐ。)
- ウ 学校に必要なものは持って来ない。(ミサンガ、キーホルダー等)
- エ 原則、携帯電話は持って来ない。
- オ 水筒にはお茶を入れてくる。

(施設等)

第11条 校内施設の利用についての諸注意は、次のとおりである。

- (1) トイレの使用後は、ハンドルボタンを手で押し、流れたのを確認する。履き物を揃える。
- (2) 体育館は必要なときだけ鍵をあける。
- (3) 特別教室は、許可なく勝手に入らない。使用後必ずドアを閉める。
- (4) 図書室は、朝時間・大休憩・昼休憩に利用できる。
- (5) 職員室は、特別の用がない限り入らない。
- (6) 教室移動は、並んで静かに移動する。(担任もついて移動する。)

- (7) 集会では、だまって並んで待つ。

第3章 校外での生活に関すること

(校外での生活)

第12条 下校後や休みの日において、次のことを指導する。

- (1) 下校後、学校へ用事があるときは、職員室へよって用件を伝えてから教室に入る。
用事が済んだら、職員室によって挨拶をして帰る。
- (2) 子どもだけで、校区外に遊びに行かない。
- (3) 子どもだけで、川や池に遊びに行かない。
- (4) 遊びに行くときは、家族に行き先と帰る時刻を必ず伝える。
- (5) 帰宅時刻は、夏季(4月～9月)は18時まで、冬季(10月～3月)は17時30分までとする。冬季休業中は、17時までに帰宅する。
- (6) 子どもだけの家には遊びに行かない。
- (7) お金、カード、ゲームソフトなどの貸し借りは絶対にしない。
- (8) ゲームセンターには、いかなる理由があろうとも、午後6時以降子どもだけで入ってはいけない。
(広島県の条例により、平成28年6月23日より、決められている。)
- (9) 友達の家泊まりに行かない。
- (10) 自転車に乗る時は、ヘルメットをかぶる。基本的に校区内とする。国道では乗らない。
(1～3年生は、家の周り、4～6年生は校区内)

第4章 特別な指導に関すること

「社会で許されないことは、学校においても許されない。」との認識に基づき、児童の校内及び校外での問題行動については、児童が自ら問題行動を反省し、よりよい学校生活、人格の形成ができるよう指導する。

(特別な指導の留意点)

第13条 特別な指導の実施にあたっての留意点は、つぎのとおりである。

- (1) 十分な事実確認を行い、指導のねらいや期間、指導計画を明確にする。
- (2) 学校体制として、反省(振り返り)、再発防止のための具体的な約束や展望をもたせる。